

## 議会運営委員会記録

○開催日時

平成27年2月16日 午前10時～午前11時16分

---

○開催場所

第2委員会室

---

○出席委員（8人）

委員長	大田黒 博	委員	徳永 武次
委員	佃 昌樹	委員	谷津 由尚
委員	川添 公貴	委員	小田原 勇次郎
委員	中島 由美子	委員	森 満 晃

---

○欠席委員

副委員長 今塩屋 裕一

---

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 上野 一誠

---

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 新原 春二

---

○その他の議員

議員 井上 勝博

---

○説明のための出席者

総務部長	今吉 俊郎	商工観光部長	末永 隆光
危機管理監	新屋 義文		
総務課長	田代 健一	建設部長	泊 正人
文書法制室長	堀ノ内 孝		
財政課長	今井 功司	消防局長	新盛 和久
企画政策部長	永田 一廣	教育部長	中川 清
市民福祉部長	春田 修一	水道局長	落合 正洋
農林水産部長	高橋 三丸	議会事務局長	田上 正洋
六次産業対策監	小柳津 賢一	議事調査課長	道場 益男

---

○事務局職員

事務局長	田上正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保淳一
議事調査課長	道場益男	主幹	久米道秋
課長代理	南輝雄	議事グループ員	柳裕子
主幹兼議事グループ長	瀬戸口健一		

---

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
  - 2 今期定例会に付議される議案等について
    - (1) 提出議案等の概要説明
    - (2) 議案等の審議方法について
-

△開 会

○委員長（大田黒 博）これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、お手元に配付してあります審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（上野一誠）皆さん、おはようございます。大変御苦労さまでございます。いよいよ平成27年第1回定例会ということで、本日の御協議いただく議題につきましては、ただいま委員長のほうからありましたように、御協議をお願いいたすわけですが、3月議会ということで協議事項も多々多くありますけれども、どうぞ皆さん方には、ひとつ議会運営に対して、また御尽力をいただきますようお願い申し上げて挨拶といたします。大変御苦労さまでございます。

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（大田黒 博）まず、今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題といたします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）おはようございます。資料1—1、平成27年第1回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず、会期は、2月25日から3月25日までの29日間であります。会期日程は、2月25日の本会議で付託事件等審査結果報告、議案説明及び一部議案審議。翌26日正午に代表質問の、午後3時に個人質問の通告締め切り。質問予定者数については、資料1—2のとおり、代表質問が4党派、個人質問が最大で11人となっておりますので、3日間で質問者を割り振ることとし、6日及び9日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、10日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託にしてはとを考えます。

また、休会中の13日及び16日に市民福祉委員会と総務文教委員会を、17日及び18日に建

設水道委員会と企画経済委員会を開催願ひ、19日は委員会予備日とし、25日の本会議において、付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはかがかと考えます。

なお、休会中の2月27日には、総合計画基本構想審査特別委員会が予定されているところです。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運が3月9日の本会議終了後に、最終日の議運が3月25日の午前9時からそれぞれ予定されております。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）ありませんね。質疑はないと認めます。

それでは、今期定例会の会期及び会期日程（案）については説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了いたします。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（大田黒 博）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2—1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、請願の取り下げが1件ございます。資料2—2、請願取下げ願一覧表もあわせてごらんください。

請願第5号につきましては、企画経済委員会に付託され継続審査となっておりますが、資料2—2の裏面のとおり、請願の取下げ願が提出されました。本件については、本会議における議決が必要となることから、2月25日の本会議初日に御審議いただきたいと考えます。

次に、議案の訂正が1件。議案第111号につきましては、総合計画基本構想審査特別委員会に付託され継続審査となっておりますが、資料2—3のとおり、2月6日付で市長から訂正の申し出があります。この訂正につきましても、本会議に

おける議決が必要となりますので、2月25日の本会議において御審議いただきたいと考えます。

次に、閉会中の調査報告が1件。次世代エネルギー対策調査特別委員会から、2月25日の本会議において御報告いただく予定であります。

次に、当局からの報告が2件。報告第1号及び2号については、いずれも市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の請求に関する訴えの提起に係る専決処分報告であり、2月25日の本会議において、それぞれ報告を受けるものであります。

次に、提出予定議案は一般議案26件、補正予算議案12件、平成27年度の当初予算議案15件の計53件であります。

ここで、資料2-4、付議事件一覧をごらんください。

議案第1号から次のページ、2ページの議案第12号までは、一般会計ほか11会計の補正予算議案であります。これら12件については、2月25日の本会議審議にしてはと考えます。

次に、議案第13号は、職員の給与に関する条例等の一部改正であり、関係法の一部改正に伴い、職員の給料月額、地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を改定するほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第14号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、いわゆる地教行法の一部改正により、教育委員会委員長と教育長が一本化され、新たな教育長の身分が特別職となるとともに、教育委員会委員長の職が廃止されること等に伴い、関係条例の廃止または一部改正により、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第15号は、情報公開条例及び個人情報保護条例の一部改正であり、独立行政法人通則法の一部改正等により、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第16号は、手数料条例の一部改正であり、農地法の一部改正に伴い本市が行う事務について新たに手数料を定めるなど所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第17号は、基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正であり、目的達成により、汚泥再生処理センター施設整備基金及び入来温泉センター施設建設基金を廃止しようとするもの。

議案第18号は、地教行法の一部改正に伴い、教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特

例について、新たに条例で定めようとするもの。

3ページをごらんください。議案第19号は、市立少年自然の家条例の一部改正であり、生涯学習に関する研修等を行う5人以上の団体の使用を認めるなど、使用者の範囲を明確に規定するほか所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の7件は、3月13日及び16日の総務文教委員会に。

次に、議案第20号は、教育に関する事務のうち学校体育を除くスポーツに関することについて、平成27年度から組織見直しに伴い市長が管理、執行しようとするため、地教行法の規定により、新たに条例で定めるほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

ここで、資料2-5をごらんください。

議案第20号の条例制定については、地教行法第24条の2第2項の規定により、議会において教育委員会に対して意見聴取を行う必要があります。意見聴取の方法ですが、特に定められたものはなく、他市の事例では、文書で行っているようです。

そこで、議案上程の翌日26日に、議長名により文書で教育委員会に意見照会してはいかがかと考えます。その上で、3月8日までに教育委員会から意見書により回答いただき、9日の中日議運において受理した意見書について説明した後、10日の本会議で当該意見書写しを配付し、当該議案を委員会付託してはと考えます。

次に、資料2-4にお戻りいただき、3ページをごらんください。

議案第21号は、集会所条例の一部改正であり、樋脇町市比野の総合休養会館、東郷町斧淵の三ヶ郷地域農業活動拠点施設、下甌町の片野浦浜田地区集会所の3施設について、その用途を廃止しようとするもの。

議案第22号は、附属機関に関する条例の一部改正であり、農政企画審議会及び林業推進協議会を廃止し、新たに農林水産政策審議会を設置するほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第23号は、里港ターミナル及び長浜港ターミナルの指定管理者として、株式会社薩摩川内市観光物産協会を指定しようとするため、議会の議決を求めるもの。

議案第24号は、甌島水産観光促進補助金に関する条例の一部改正であり、甌島地域限定の当該

補助金の交付対象について、観光業を除き水産業のみにしようとするもの。なお、観光業に係る補助金については、別途、全市域を対象に要項に基づき交付予定とのことであります。以上の5件は、3月17日及び18日の企画経済委員会に。

次に、議案第25号は、民間事業者の風力発電事業推進を目的に市が実施してきた環境施設周辺整備事業、すなわち林道整備事業が完了したことに伴い、当該分担金徴収条例を廃止しようとするもの。

めくっていただき、4ページをごらんください。議案第26号は、川内福祉作業所及び入来福祉作業所の用途を廃止するため、障害者福祉作業所条例を廃止しようとするもの。

議案第27号は、財産の無償譲渡議案であり、用途廃止後の川内福祉作業所の建物を特定非営利活動法人薩摩ひまわりに障害福祉サービス事業として使用することを条件に譲渡しようとするもの。

議案第28号及び29号は、介護保険法の一部改正に伴い新たに条例制定するもので、28号は地域包括支援センターの包括的支援事業実施に係る基準について、29号は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防の効果的支援方法に関する基準について、それぞれ定めようとするもの。

議案第30号は、介護保険条例の一部改正であり、関係法の公布に伴い、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を改定するとともに、保険料率の特例等に関する経過措置を定めるほか所要の規定整備を図ろうとするもの。

5ページをごらんください。議案第31号及び32号は、介護保険法施行規則等の一部改正に伴う関係条例の一部改正であり、31号は指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準について、32号は指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに介護予防の効果的支援方法に関する基準について、それぞれ所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第33号は、保育所における保育に関する条例の廃止であり、児童福祉法の一部改正に伴い、子ども・子育て支援法施行規則で定める児童について保育を実施することとされたため、同条例を廃止しようとするもの。

議案第34号は、へき地保育所条例の一部改正であり、子ども・子育て支援法の公布施行に伴い、

へき地保育所の保育料の額を改定するほか所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の10件は、3月13日及び16日の市民福祉委員会に。

次に、議案第35号は、普通公園条例の一部改正であり、川内駅東口駅前広場を普通公園として設置するとともに、鹿島ヘリポート公園について、利用状況等を勘案し廃止しようとするもの。

議案第36号は、特別会計条例の一部改正であり、川内駅周辺地区土地区画整理事業の完了に伴い同特別会計を廃止しようとするもの。

議案第37号は、特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の一部改正であり、意見の聴取先を都市計画審議会から建築審査会に変更しようとするもの。

めくっていただき、6ページをごらんください。議案第38号は、公衆浴場施設条例の一部改正であり、上之湯公衆浴場、下之湯公衆浴場、大村温泉公衆浴場及び黒木温泉公衆浴場について、普通財産に変更し、活用を図るため廃止するほか所要の規定整備を図ろうとするもので、以上の4件は、3月17日及び18日の建設水道委員会にそれぞれ付託してはと考えます。

次に、議案第39号は、平成27年度一般会計予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

また、議案第40号から7ページの52号までは、平成27年度の各特別会計予算であり、さらに議案第53号は、平成27年度の水道事業会計予算であります。それぞれ記載のとおり各常任委員会に付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案等ですが、中日及び最終日に補正予算議案が各1件ずつ、また、最終日に人事案件として、人権擁護委員候補者の推薦に係る案件1件が予定されているようです。

以上です。

○委員長（大田 黒 博）ただいま事務局長から説明がありました。

引き続き当局の補足説明に入りますが、案件が複数あることから、一つずつ説明を求め質疑を行っていきます。

まず、議案の訂正等について、当局に補足説明を求めます。

○企画政策部長（永田一廣）企画政策部からでございます。先ほど事務局長のほうから少し説明がございましたが、今回、議案の訂正をお願いす

るものでございまして、資料のほうは、2—3としてお手元に配付してございます。

議案第111号の議案訂正でございますが、書面でございますとおり、2月6日付で岩切市長から上野議長宛てに議案の訂正につきまして申し出、お願いをしてございます。訂正の内容、理由等につきましては、文書の下の方に記載してございます。

まず、訂正の内容ですが、上程しております基本構想の6ページ、本市の現状と課題ということを整理しておりますが、その中の6番目の項目といたしまして、「原子力発電所立地に伴います安全確保」という記載部分がございます。表に記載のとおり、後段部分の表現をアンダーラインしてございますが、訂正させていただきたいということでございます。

2番目、訂正の理由ですけれども、議案上程、9月24日に上程してございますが、その後、1・2号機の状況に変化がございましたため、今回、文案を修正しているものです。御案内のとおり、9月24日、9月定例会に上程しました際には、川内1・2号機につきまして、安全審査がまさに実施されているさなかでございまして、その後、安全審査を終えて年を越しております。現在、川内1・2号につきましては、安全審査を終え、具体的には、保安規程の変更あるいは工事計画の認可申請という手続がまだ残されているというふうに承知しております。

以上、議案第111号の訂正につきまして、内容、理由等、説明を終わりますが、議会におかれましては大変お手数をかけることとなりますけれども、訂正方よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**○教育部長（中川 清）** それでは、今回の付議案件の中で、複数の条例改正がそれぞれの担当課から提案されております。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行概要につきまして、私のほうで一括説明させていただきたいと思ひます。本日付の教育部の資料で説明をさせていただきます。

議会運営委員会資料をあけていただきまして、左側、平成27年4月1日から施行されます地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要を説明いたします。

これは、平成23年の滋賀県大津市の中学生の

いじめ問題を契機に、趣旨にございますとおり、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等を目的に改革を行うものでございます。

大きくは概要に記載してありますが、1、2、3、4ございますが、特に、1、2、3について説明をさせていただきます。

1番目の教育行政の責任の明確化。これにつきましては、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新しい教育長を置く。それから、教育長は、首長が議会の同意を得て、直接任命・罷免を行う。それから、教育長は、教育委員会の会務を総理をし、教育委員会を代表する。それから、新しい教育長の任期は3年とする。従前は4年でありましたが、こういったもの。いわゆる教育委員長と教育長の責任の所在が不明確ではないかというようなこともございまして、今回、このように条例の改正がなされております。

簡単に言いますと、現在の教育長は、教育委員としての特別職と教育長としての一般職の身分がございましたが、これを特別職に位置づけるということになります。これが今回の条例改正に係るものでございます。

2番目に、総合教育会議の設置、大綱の策定。これは条例改正とは直接関係はございませんので、4月からこれの準備に教育委員会は入ることとなりますが、まず、総合教育会議の設置については、これは首長が設置をすることになります。当然、事務局については市長事務局のほうで担任をするということを予定しておりますが、内容的なものについては、教育委員会のほうで準備をしたいというふうに考えております。

会議は、首長、市長が招集をし、市長、教育委員会による構成とする。

それから、この協議の教育会議の中で教育の振興に関する施策の大綱を策定するというふうになってございます。

大きく3番目、これは直接は関係ございませんが、国の関与の見直しということで、文部科学大臣が教育委員会に対して緊急、喫緊の課題がある場合について、指示ができるようにするため、是正の指示等についての規定が新たに改正になってございます。

それから、1番目の教育行政の責任の明確化と

いうのは、4番の二つ目の丸に書いてございますが、現在の教育長は委員として、任期満了まで従前の例により在職をするということになっております。

それから、米印にございますとおり、政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関として職務権限は従前のおりとする。

施行期日は、本年の4月1日からになります。

前のページにお戻りいただきまして、以上のような法律の改正がなされまして、特に、この1番目の新しい教育長の制度に係ります条例改正が今回提案をされてございます。

再度説明しますと、教育委員長と教育長を一本化した新教育長、これは特別職となります。それに伴いまして、委員長の職が廃止をされます。ただし、現教育長は、委員としての任期、平成28年11月19日までは、従前の例により教育長として在職することになります。しかしながら、任期前の辞職あるいは事故等により、新制度の移行のタイミングがこの任期満了より早くなる可能性もございます。このため、法制上万全を期すため、附則により経過規定を入れた上で条例改正・制定を行うものでございます。

1番目に記載してございますが、1番目は総務課のほうで提案いたしております（1）番から（4）番、これは教育長の、（1）番は一般職の教育長でありました給与条例の廃止です。

それから、2番目については、公告式条例の一部改正、これは条項のずれに伴って整理をする。

それと、3番目は、委員長職の廃止によりまして、委員長の項目を報酬及び費用弁償の条例から廃止をする。

4番目が、新しく教育長は特別職になりますので、特別職の職員の給与に関する条例に新教育長の給料を追加をする。現行の66万円そのものをそのまま追加をするということになってございます。

2番目は、これは教育総務課のほうで提案を予定しておりますが、教育長が一般職から特別職になることに伴いまして、特別職である新教育長の勤務時間、休暇及び職務に専念する義務の特例に対する条例の制定を新たに制定するものでございます。

3番目が、先ほど事務局長のほうから説明があ

りました、議会関係の条例改正になるものでございます。

末尾のほうの資料については、新しい教育委員会制度についての文科省の資料を添付してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はございませんか。

○委員（谷津由尚）上程議案全部にわたっての質問でよろしいですか。濟いませぬ。議案第20号、非常にわかりづらいんですが、率直に、この議案第20号を所管する部と課はどこでしょうか。

○企画政策部長（永田一廣）議案第20号の条例制定につきましての所管部署は、企画政策部行政改革推進課になります。

以上です。

○委員長（大田黒 博）ありませんか。いいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）質疑、意見は尽きたと認めます。

次に、補正予算について当局に補足説明を求めます。

○財政課長（今井功司）それでは、議案第1号から議案第11号までの各会計補正予算の概要について御説明いたします。

別冊でございます、薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書、第7回補正の248ページをお開きください。

各会計歳入歳出補正予算額調の表をごらんください。今回の補正は、一般会計と簡易水道事業を初め10特別会計の補正となっております。一般会計の補正額は6億4,378万2,000円の減額。補正後の額を545億2,945万9,000円とするものであり、特別会計はごらんのとおりであります。

まず、特別会計の主な補正内容について御説明いたします。

特別会計では、事業費の確定または執行見込みによる増減調整が主体となっておりますが、簡易水道事業、公共下水道事業及び天辰第一地区土地区画整理事業では、補助内示等により事業費を減額調整し、入来温泉場地区土地区画整理事業では、保留地処分に係る追加事業により増額補正してお

り、川内駅周辺地区土地区画整理事業清算事務特別会計では、財源の組み替えのため歳入予算のみの予算調整となっております。

また、簡易水道事業など4特別会計におきまして、繰越明許費の設定など所要の補正を行っているところであります。

次に、250ページをお開きください。250ページの歳出目的別の表をごらんください。一般会計補正予算の主な内容につきまして、歳出を目的別に御説明いたします。

なお、今回の補正では、各費目全般にわたり実績見込みにより各経費の減額調整を行っておりますが、各費目においては増額となった主なものにつきまして説明させていただきます。

総務費では、財産一般管理費において市有地の売却収入を有効活用し、今後の財源対策として、市有施設保全基金への積立金を増額しております。

民生費では、保育所運営費において国の単価変更に伴い増額し、生活保護運営費において、国庫支出金返納金確定に伴い不足が生じたことにより増額調整しております。

衛生費では、国民健康保険対策費において、一般会計から特別会計へ繰り出すルールとなっております保険基盤安定負担分及び財政安定化支援分について、保険料軽減対象世帯の拡充による確定実績見込みにより繰出金を増額しております。

農林水産業費では、国の補正予算の補助内示を受け、園芸振興育成事業費において、青年就農給付金事業経費を増額し、同じく国の補正予算による県実施事業の増額により、農業施設県営事業負担金を増額し、林業振興育成費においては、有害鳥獣駆除対策経費を増額しております。

土木費では、港湾県営事業負担金において、実績見込みにより減額するとともに、国の補正予算による県実施事業の増額を含め予算調整しております。

消防費では、災害予防応急対策費において、実績見込みにより減額するとともに、国の補正予算に係る補助内示を受け、原子力緊急事態が発生した際に、即時避難が難しいと想定される要配慮者等の一時避難施設2カ所において、放射性物質除去フィルター設備の整備及び気密化工事等に係る経費、さらに、今回整備する2施設も含めまして、これまで整備した4カ所、計6カ所の施設に必要な備蓄品及び資機材の配備に係る経費を計上する

ものであります。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、249ページ、歳入の表をごらんください。

国有提供施設等所在市町村助成交付金は、交付額の確定により増額し、地方交付税は、国の補正予算において追加交付となったことにより、普通交付税を増額しております。分担金及び負担金、及び使用料及び手数料は、いずれも実績見込みにより増減調整しております。国庫支出金及び県支出金では、補助事業の内示や事業費確定等により各補助金等を増減調整しております。

財産収入では、利子及び配当金については、定期預金運用利子収入を増額し、基金運用収入については、財政調整基金において、国債運用による益金が生じたことにより計上するものであり、土地建物売払収入及び資源ごみなどの物品売払収入において、それぞれ実績見込みにより増額しております。

寄附金では、総務費寄附金において、ふるさと納税寄附金として、31名の個人の方から390万をいただきましたので、予算補正するものであります。

繰入金は、今後の財源対策として、財政調整基金繰入金を減額し、事業終了により汚泥再生処理センター施設整備基金を全額繰り入れるものであります。

諸収入は、事業費確定により道路事業受託事業収入を減額し、雑入において、それぞれ実績確定等により鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金や鹿児島県市町村協会市町村交付金等を増減調整しております。

市債では、県実施事業の増額による農業施設整備負担金に係る農業施設改良事業債を増額したほか、事業費の確定見込みにより、港湾整備事業債及び現年公共災害復旧事業債等を減額しております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。8ページをごらんください。

第2表繰越明許費補正は、追加が21事業、変更が1事業であります。まず、追加の21事業になりますが、国の補正予算に係るもので、今回補正対応となったものが1事業、関連法令の手に不測の期間を要したことによるものが2事業、関連する工事のおくれによるものが2事業、設計基準の変更により設計作業に期間を要したことによ



るものが1事業、用地交渉、関係機関との調整に期間を要したことによるものが15事業であります。

次に、9ページの1事業の変更でございますが、前倒し実施に伴います追加設計が必要となったことから繰越額の変更を行うものでございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。10ページをごらんください。

第3表債務負担行為補正は、廃止が2件、変更が7件であります。廃止については、2事業とも本年度において債務が発生しなかったものであります。

変更の7事業は、契約執行や本年度の借入額等が確定し、後年度の債務限度額が判明したことにより期間並びに限度額を変更しようとするものであります。

次に、地方債について御説明いたします。11ページをごらんください。

第4表地方債補正は、変更が6件であり、事業費の確定など歳出補正に対応し、限度額を変更しようとするものであります。

これで、議案第1号平成26年度薩摩川内市一般会計補正予算についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（大田黒 博）ただいま説明がありました。質疑、意見はございませんか。

○委員（谷津由尚）済いません。今、この第7回補正の予算が本会議一発審議の予定になってるんですけど、ちょっと今説明を聞いてまだ理解できないんですけど、私が今ここで考えたいのは、その本会議一発審議でいいのかどうかということであって、ちょっと詳細のところはまだわからないもんですから、ちょっと二、三質問させていただきます。

まず、この追加の繰越明許、総額で幾らなのか、これは当初に全然予定されてなかったのか、それが一つ。

二つ目、繰入金のところ、その財政調整基金繰入金6億6,200万、これマイナス。これが一番大きな要因になってるんでしょうけども、これをマイナスすることで、今年度予定してる、いろんな事業の進捗が何に影響が出るのか、そこを説明お願いします。

○財政課長（今井功司）まず、2件目の財政調整基金の繰入金の減額でございますが、これにつ

きましては、今年度の執行見込みによりまして、歳出予算の減額により生じた、歳入歳出の調整によりこの額を減額するという事になったものでございます。

それと、繰越明許費でございますが、申しわけございませぬ、繰越明許費の総体額につきましては、私、現在、ちょっと資料について持ち合わせておりませんが。昨年度と比べますと、41事業ほど上程をさせていただきましたが、3月補正時点で、今回については22事業でございます。総額については、今現在、ほかの事業を設定しております状況でございます、総体額については改めてお知らせさせていただきたいと考えているところでございます。今年度設定した分の繰越明許費の設定額ということの資料について、後ほどお示ししたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

○委員（谷津由尚）わかりました。繰越明許はまたそういうことで下さい。

この繰入金の6億6,200万の減額ですけど、歳出予算の減額に、結果こうなったということなんですけど、ですから、その歳出予定のものが6億6,200万もお金を使わなくてよくなったということで、それに対する事業というのはどうなるのか。来年度にいくのか。ことし、その6億6,200万の事業をしないことで影響が出ないのか。そこをちょっと教えてください。

○財政課長（今井功司）今回、3月補正で財政調整基金の繰入金を減らすということは、基金の残高がそれだけ増額になるということでございますが、その基金を使いまして、後ほど説明いたします平成27年度の当初予算の財源として活用するという形でございますので、来年度の予算のほうにつながっていくということで御理解をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大田黒 博）ほかにごございませんか。補正予算につきましてはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大田黒 博）質疑、意見は尽きたと認めます。

次に、当初予算について当局に補足説明を求めます。

○総務部長（今吉俊郎）まず、私のほうから概略説明をさせていただきたいと思っております。

平成27年度の当初予算につきましては、一般会計の総額502億5,000万円を計上しまして提出させていただくことになりました。本年度、平成26年度は40億円の地域活性化基金の創設を行っておりまして、これが本市の過去最高の予算規模となったところでしたが、ことしは、その基金積み立て40億を差し引いた額で比較をいたしますと、平成26年度よりも平成27年度は8億5,000万円増額の予算ということになります。

この後、財政課長から概要を説明いたしますけれども、その実質増額になった要因といたしましては、保育所運営費や放課後児童クラブの経費など、国の子育て支援策の充実によりまして増額になったり、このほか橋梁の長寿命化経費あるいは地域活性化基金の合併特例債の償還が平成27年度から始まることなどによるものでございます。結果としまして、本年度、平成26年度の53.4億に対しまして、平成27年度は50.2億5,000万円の予算となったところでございます。

私からは以上でございます。

**○財政課長（今井功司）** それでは、財政課でございます。引き続きまして、平成27年度当初予算について御説明いたしますので、こちらのカラーで印刷してございます当初予算のポイントを御準備いただきたいと思います。概略説明いたします。表紙を開いていただきまして、1ページをお開きください。

1ページは、平成27年度予算編成に関します方針を示したものであります。平成27年予算は、平成27年度からスタートいたします第2次総合計画を踏まえ、現下の課題と総合計画に位置づけた基本方針に基づき、施策優先度により予算配分を行い、施策内において事務事業の選択と集中化を図った予算となっております。

では、次に2ページをごらんください。平成27年度の予算規模であります。全会計ベースと一般会計の規模、伸び率はごらんのとおりであります。一般会計にあつては、対前年度5.9%減、31.5億円減の50.2億5,000万円となっております。

予算の特徴になります。ごらんのとおり地域成長戦略の展開、次世代エネルギー施策の推進、経済対策事業の実施、社会保障関係経費の確保、市民の安全安心を守る防災対策、投資的事業の重点

化の6項目に力点を置いた予算となったところがあります。

3ページになります。上段では、特別会計、企業会計の予算規模のほか、社会基盤整備を推進する特別会計と医療、保険、介護事業を展開する特別会計の二つに分け、その動きを増減の額及び率並びに要因を含めて示しておりますので、後ほど御参照ください。

下段には、市債残高及び基金残高を示しておりますが、市債残高は、対前年度末見込み比で31.3億円の減、基金は25.4億円の減となっております。

なお、その下に示してありますとおり、基金のうち財政調整基金及び減債基金につきましては120億6,000万円、対前年度末見込み比で21.4億円の減であります。

また、4ページから6ページにかけましては、円グラフを用いまして、一般会計の歳入歳出の経費等の割合を示したほか、下段には、主な動きにつきまして、増減の額及び率のほかその要因を示しております。

7ページから10ページにおきましては、人件費と職員、嘱託員数の推移、普通建設事業費、維持補修費の推移、市債、基金残高の推移に関する情報を掲載しておりますので、詳細につきましては後ほど御参照いただきたいと思います。

平成27年度に展開いたします施策概要の全体説明に移りますが、11ページをお開きください。9の各施策の政策的予算措置状況をごらんください。ここでは、第2次総合計画の基本方針ごとに、別冊となっております当初予算概要の25ページ以降に掲載いたしました事業概要をもとに、主要事業についてお示ししているところでございます。

ここで掲載している事業件数は252事業、事業費といたしまして479億7,000万円、うち新規事業が35事業、5億4,000万円となっております。

これで平成27年度一般会計等の概要説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

**○委員長（大田黒 博）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。よろしいでしょうか。

**○議員（井上勝博）** 地方交付税については、平成26年度の166億から163億へと減額の予算ということなんですが、新聞報道でも繰り返し

報道されておりますが、地方交付税の見直しによって、7割は緩和されるという、段階的縮小が7割は緩和されるという報道がされているわけですが、これについては、それを計算に入れてこの予算が組まれているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○**財政課長（今井功司）** 普通交付税の制度の見直しの関係に対します予算計上状況でございますが、今、議員おっしゃられるとお見直しをされております。そこで見直しの内容で把握できる範囲で盛り込んだ上での予算計上額となっておりますのでございます。

以上です。

○**議員（井上勝博）** それは、今ははっきりしてる部分は入れているということですが、新聞報道のように7割は緩和されるということについて、それは入っているものなんですか。

○**財政課長（今井功司）** 新聞報道にされております7割分を緩和するというところでございますが、それらについては情報がまだ、その見直しの中で決められている分につきましては、諸経費については算入しているところでございますが、それ以外のものについてはまだ具体的に示されておりませんので、今後の方向性とすると、示されているところでございますが、具体的な詳細な点についてはまだ示されておりませんので、その分については加味してないところでございます。

以上です。

○**委員長（大田黒 博）** 質疑、意見は尽きたと認めます。

次に、その他、当局から補足説明はありませんか。

○**市民福祉部長（春田修一）** 市民福祉部でございます。今後の予定議案について御説明させていただきたいと思います。

御案内のとおり、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律により、介護保険法の改正により、平成27年4月から消費税引き上げによる公費を投入して低所得者の保険料軽減を行うこととなっておりますのでございます。

しかしながら、消費税10%への引き上げが、平成29年4月に延期されたことから、平成27年度の具体的な対応は、政府予算案編成過程で調整することとなっております。1月13日

に新第1段階につきまして、保険料基準額に対する割合を0.5を0.45に軽減するということが事実上決定されてるところでございますが、いまだ保険料の軽減強化に係る政令の公布がなされていない状況でございます。

本市におきましては、施行期日が4月ということで、3月議会に薩摩川内市介護保険条例の一部を改正する条例案を提案する予定で、現在、作業を進めているところでございますが、ただいま御説明させていただきましたように、政令の公布がなされていないというようなこと等から、中日あるいは最終日に提案させていただくことになる予定でございます。御理解のほど、よろしくお願いたしたいと思っております。

以上でございます。

○**委員長（大田黒 博）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（大田黒 博）** 質疑、意見はないと認めます。

そのほか、委員の皆様から質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（大田黒 博）** 意見、質疑はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**委員長（大田黒 博）** 御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時51分休憩

~~~~~

午前11時16分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

○**委員長（大田黒 博）** ここで本会議に戻します。

△閉 会

○**委員長（大田黒 博）** 以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありません。

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（大田黒 博）御異議ありませんので、  
以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦労  
さまでした。ありがとうございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 大田 黒 博